

佐倉市高齢者福祉・介護計画の改定における課題整理表

| No. | 章 | 施策 | 課題 | 該当箇所 | 計画を改定する内容(案) | 備考 |
|-----|-------------|---------------------------|--|------------|--|--|
| 1 | 1 生きがい・介護予防 | 1 生きがい支援 2 介護予防の総合的な推進 | 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う自粛生活の影響により、高齢者クラブや通いの場の活動、介護予防教室等の開催が制限され、活動休止となった団体等の再開支援を講じていく必要がある。 | 第1部 P41 | 重点施策として「地域活動への参加の促進」を掲げ、以下の内容を記載。 「新型コロナウイルス感染症の拡大による活動自粛に伴い、休止・縮小された地域活動の再開支援等に取り組み、地域の担い手の発掘・育成を行います。」 | スポーツ関係のグループ等への参加頻度「参加していない」が最多の58.0%、介護予防のための通いの場の参加頻度「参加していない」が最多の73.4% |
| 2 | 1 生きがい・介護予防 | 1 生きがい支援 2 介護予防の総合的な推進 | 生産年齢人口の減少に伴う70歳までの継続雇用制度や、定年制度の廃止の導入等により、前期高齢者の地域活動への参加が減少傾向にあります。 | 第1部 P41 | 同上 | 地域でのグループ活動への参加について「参加してもよい」が50.0%、「参加したくない」が32.9% |
| 3 | 1 生きがい・介護予防 | 1 生きがい支援 | デジタル化が進み、ホームページの閲覧や、電子申請などのスキルが必要となる中、操作困難で取り残される高齢者が多く存在し、情報格差が生じていることから、支援を行う必要がある。 | 第2部 P1 | 「1-1 高齢者の生きがいにつながる情報の提供」の取組名を「1-1 高齢者への情報発信・IT支援」に変更し、IT支援として以下の内容を記載。 「デジタル化が進み、スマートフォンの操作やマイナンバーカードを用いた電子申請等のスキルが必要となる中、操作困難で取り残される高齢者が生じないよう、シニア向けスマートフォン講習会等の開催や、IT支援に関する各種情報の発信を行います。」 | 佐倉市地域福祉計画においても、同施策を掲載予定。 |
| 4 | 2 安心な生活の確保 | 5 在宅生活を支える体制の充実 | 高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、介護保険サービスだけでなく、多様なニーズに対応した在宅福祉サービスや、地域の見守り体制が必要。また、要介護高齢者を介護する家族に対する支援も重要。 | 第1部 P41 | 重点施策として「地域における包括的支援体制の整備・推進」を掲げ、主な施策内容として以下の内容を記載。 「各圏域での生活支援サービスの充実、協議体の開催」「民間企業等との連携による高齢者の見守り、生活支援体制の充実、団体活動への支援」 | ・介護を希望する場所について、「自宅や親族の家など、在宅で介護を受けたい」が37.3% ・重点的に取り組んでほしい施策について、「家族の介護負担を軽減するための施策、事業の充実」が53.1% |
| 5 | 2 安心な生活の確保 | 5 在宅生活を支える体制の充実 | 一人暮らしの高齢者が増える中、地域の高齢者の小さな異変に気付き、必要な支援へつなげていけるよう、見守りの必要性についての周知・啓発を行う必要がある。 | 第2部 P17 | 「2-1 見守り支援・もしもの時の支援」の⑤高齢者見守り事業に、以下の内容を追加。 「地域の高齢者の小さな異変に気付き、必要な支援へつなげていけるよう、見守りの必要性についての周知・啓発を行います。」 指標「見守りに関する啓発パンフレット配架施設数」を追加 | ・家族や友人・知人以外の相談相手について、「そのような人はいない」が42.0%、「地域包括支援センター・役所」が18.5% |

| No. | 章 | 施策 | 課題 | 該当箇所 | 計画を改定する内容(案) | 備考 |
|-----|------------|-----------------|--|------------|---|--|
| 6 | 2 安心な生活の確保 | 2 認知症にやさしい佐倉の推進 | 認知症の人やその家族の視点を重視しながら、認知症との「共生」と「予防」を車の両輪として、施策を推進する必要がある。認知症にやさしいまちづくりの推進に向け、市民の認知症に対する正しい知識と理解をさらに深める取組が必要。 | 第1部 P41 | <ul style="list-style-type: none"> 重点施策として「認知症にやさしい佐倉の推進」を掲げ、以下の内容を記載。 「認知症に関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、認知症の人と家族の視点を重視した認知症にやさしい地域づくりを促進します。」 地域で認知症高齢者を見守る体制づくりのための「認知症高齢者声かけ訓練参加者数」について、新たに指標に設定。 | <ul style="list-style-type: none"> 国の指針においても「認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要」と記載。 認知症の相談窓口の認知度「いいえ」が67.0% |
| 7 | 2 安心な生活の確保 | 5 在宅生活を支える体制の充実 | 市の地区社会福祉協議会が実施する生活支援サービス等の利用者は増加しているが、住民主体によるサービスの提供量を継続的に増やすことには限界があり、民間企業等との連携・協働によるサービス提供を推進する必要がある。 | 第1部 P41 | <ul style="list-style-type: none"> 重点施策として「地域における包括的支援体制の整備・推進」を掲げ、以下の内容を記載。 「地域団体との連携に加え、民間企業等との連携・協働に取り組みます」 「民間企業等との連携による高齢者の見守り、生活支援体制の充実、団体活動への支援」 | |
| 8 | 2 安心な生活の確保 | 7 地域包括支援センターの運営 | 貧困や障害、ヤングケアラー等の複合的な問題を抱えるケースにおける他分野の相談機関との連携や、家族介護者の支援に取り組んでいく必要がある。 | 第1部 P41 | <ul style="list-style-type: none"> 重点施策として「地域における包括的支援体制の整備・推進」を掲げ、主な施策内容として以下の内容を記載。 「貧困や障害、ヤングケアラー等の複合的な問題を抱えるケースにおける他分野の相談機関との連携、家族介護者の支援」 | 国の指針においても「属性や世代を問わない包括的な相談支援」と記載されている。 |
| 9 | 3 介護 | 2 介護人材の確保と業務効率化 | 介護人材について不足している事業所が多く、介護サービス提供の確保の面で大きな課題となっており、介護人材の確保、定着のための取組が必要。 | 第1部 P42 | <ul style="list-style-type: none"> 「介護人材の確保」についてはこれまで「3-2 介護保険制度の適正な運営」に含まれていたが、施策として独立させるものとして「3-2 介護人材の確保と業務効率化」を設定。 同施策を重点施策とし、主な施策内容として以下の内容を記載。 「介護支援専門員等の資格取得に係る助成」 「介護職員初任者研修の実施」 | <ul style="list-style-type: none"> 国の指針においても「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上」が記載されている。 介護職員の不足状況について、「不足していないが余裕はない」が55.9%と最も高く、次いで「不足している」が39.7%。また、人材確保・定着に関して感じていることについて、「良質な人材の確保が難しい」が69.1%。 |
| 10 | 3 介護 | 2 介護人材の確保と業務効率化 | 介護人材の不足と関連し、事業所の事務負担を軽減し、生産性を向上するための業務効率化の取組を推進する必要がある。 | 第1部 P42 | <ul style="list-style-type: none"> 「業務効率化」についてはこれまで「3-2 介護保険制度の適正な運営」に含まれていたが、施策として独立させるものとして「3-2 介護人材の確保と業務効率化」を設定。 同施策を重点施策とし、主な施策内容として以下の内容を記載。 「介護ロボット、ICTの導入支援」 「事務の簡素化、電子化による業務効率化」 | <ul style="list-style-type: none"> 国の指針においても「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上」が記載されている。 |